

糸満市スポーツ推進計画策定業務仕様書

1 委託業務名

糸満市スポーツ推進計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、本市における生涯・競技スポーツの振興、スポーツによる健康・地域づくりやスポーツコンベンションの推進等、スポーツの振興を総合的に推進するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づき、本市のスポーツ推進の指針となる計画を策定する。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

4 業務委託料

7, 271, 000円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託業務内容

- (1) 上位・関連計画等の整理
- (2) 社会情勢の整理
- (3) 基礎データ等の情報収集・分析
- (4) 現状把握と課題抽出
- (5) 推進計画素案、策定後の進捗管理及び評価方法の提案
- (6) 推進目標とSDGsの関連性の整理
- (7) スポーツ推進審議会、庁内検討会議等の支援

※審議会や庁内検討会議等の開催回数や時期の明示

※審議会委員への報酬は糸満市が負担。庁内検討会メンバーの報酬は発生しない

- (8) パブリックコメントに関する支援

※ 上記以外で計画策定に有益な事項があれば提案して下さい

6 成果品

計画書（印刷製本） 100部（フルカラー）

概要版（印刷製本） 300部（フルカラー）

アンケート調査等の集計データ 一式

上記デジタルデータ 一式

7 その他

- (1) 成果品については、すべて糸満市に帰属するものとする。
- (2) 業務の詳細・日程等の管理については、糸満市と十分な打ち合わせを行い、誠実に履行するものとする。
- (3) 業務に関して知り得た情報を漏洩してはならない。完了後も同様とする。
- (4) 個人情報については、糸満市個人情報保護条例の規定に従い適切に扱うものとする。
- (5) 本仕様書にない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と協議のうえ決定するものとする。